

平成20年民間企業の勤務条件制度等調査結果の概要

人 事 院

人事院は、国家公務員の勤務条件等を検討するに当たっての基礎資料を得ることを目的として、平成20年10月1日現在における民間企業の労働時間等の諸制度を調査した。本調査は、農業、林業及びサービス業の一部を除く常勤従業員数50人以上の全国の企業38,599社のうち、産業別・規模別に層化無作為抽出した6,455社を対象として実地及び郵送により調査を実施したもので、回答のあった企業のうち、規模不適格なものを除いた3,888社について集計した。

集計結果の概要は次のとおりである。

1 労働時間

(1) 営業時間帯及び基本的労働時間帯の開始・終了時刻別企業数割合

「事務・管理、販売・営業部門」がある企業について、営業時間帯の開始時刻及び終了時刻の平均は、それぞれ8時22分、17時50分となっている。また、基本的労働時間帯の開始時刻及び終了時刻の平均は、それぞれ8時41分、17時26分となっている。

(2) 時間外労働の命令方法及び確認方法別企業数割合

時間外労働に関する三六協定がある企業は96.3%となっており、これらの企業についての時間外労働の命令方法は、「上司の個別指示」が39.0%、「上司の包括的な指示」が37.6%となっている。また、時間外労働の確認方法は、「申告時間を上司が確認」が64.4%と最も多くなっている。

表1 時間外労働の命令方法別企業数割合（母集団：時間外労働に関する三六協定がある企業）

(%)

	計	上司の個別指示	上司の包括的な指示	その他	不明
規模計	100.0	39.0	37.6	10.4	13.1

表2 時間外労働の確認方法別企業数割合（母集団：時間外労働に関する三六協定がある企業）

(%)

	計	申告時間どおり	申告時間を上司が確認	事前に承認した時間のみ	その他	不明
規模計	100.0	19.8	64.4	4.8	2.9	8.1

2 休暇制度

子の看護のための休暇制度がある企業の割合は57.0%であり、そのうち子の看護のための休暇制度の対象となる子の年齢をみると、次表のとおりとなっている。

表3 子の看護のための休暇制度の有無別、対象となる子の年齢別企業数割合（母集団：全企業）

(%)

制度の有無等 企業規模	計	制度あり	対象となる子の年齢					制度なし	不明
			小学校 就学前 まで	小学3 年生の 年度末 まで	小学6 年生の 年度末 まで	その他	不明		
			規模計	100.0	57.0	(86.8)	(1.7)		

(注) () 内は、子の看護のための休暇制度がある企業を100とした割合。

3 正社員以外の従業員の休暇制度

雇用予定期間が6月以上1年以内で、正社員の労働時間の3/4以下の時間を勤務する者がいる企業の割合は全体の48.5%、雇用予定期間が6月以上1年以内で、正社員と同じ労働時間を週5日以上勤務する者がいる企業の割合は全体の43.7%であり、そのうち結婚休暇、夏季休暇等の措置がある企業の割合は、次表のとおりとなっている。

表4 雇用予定期間が6月以上1年以内で、正社員の労働時間の3/4以下の時間を勤務する者の結婚休暇、夏季休暇等の措置がある企業数割合（母集団：雇用予定期間が6月以上1年以内で、正社員の労働時間の3/4以下の時間を勤務する者のいる企業）

(%)

制度の有無 休暇の種類	計	制度がある	制度がない	不明
結婚休暇	100.0	33.4	64.4	2.2
夏季休暇	100.0	29.0	64.7	6.3

表5 雇用予定期間が6月以上1年以内で、正社員と同じ労働時間を週5日以上勤務する者の結婚休暇、夏季休暇等の措置がある企業数割合（母集団：雇用予定期間が6月以上1年以内で、正社員と同じ労働時間を週5日以上勤務する者のいる企業）

(%)

制度の有無 休暇の種類	計	制度がある	制度がない	不明
結婚休暇	100.0	44.7	52.4	3.0
夏季休暇	100.0	40.8	55.0	4.2

4 社宅の状況等

(1) 社宅の有無

① 保有形態別割合

企業規模が100人以上の企業において社宅を有する企業の割合は56.4%であり、保有形態別では、自社保有社宅を有する企業の割合は29.7%、借上げ社宅を有する企業の割合は44.2%となっている。

表6 社宅の有無別、保有形態別企業数割合（母集団：全企業）

(%)

社宅の有無等 企業規模	計	ある	ある		ない	不明
			自社保有社宅	借上げ社宅		
500人以上	100.0	78.1	47.1	68.0	20.7	1.3
100人以上	100.0	56.4	29.7	44.2	42.0	1.6

— 複数回答 —

② 用途別割合

社宅を用途別にみると、企業規模が100人以上の企業において世帯用社宅を有する企業の割合は40.5%、独身用社宅を有する企業の割合は48.1%となっている。

表7 社宅の有無別、用途別企業数割合（母集団：全企業）

(%)

社宅の有無等 企業規模	計	ある	ある		ない	不明
			世帯用社宅	独身用社宅		
500人以上	100.0	78.1	63.2	70.2	20.7	1.3
100人以上	100.0	56.4	40.5	48.1	42.0	1.6

— 複数回答 —

(2) 世帯用社宅の平均月額使用料

専有面積別に、入居者が最も多い代表的な世帯用社宅の平均月額使用料をみると、「借上げ社宅」の使用料が「自社保有社宅」の使用料を上回っている。

表8 世帯用社宅の保有形態別、専有面積別平均月額使用料

（母集団：世帯用社宅がある企業のうち使用料が不明の企業を除いた企業）

(円)

社宅の種類 企業規模	自社保有社宅				借上げ社宅			
	55㎡未満	55㎡以上 70㎡未満	70㎡以上 80㎡未満	80㎡以上	55㎡未満	55㎡以上 70㎡未満	70㎡以上 80㎡未満	80㎡以上
500人以上	15,891	21,699	24,592	28,778	21,263	26,642	30,056	32,044
100人以上	16,955	21,543	23,533	28,266	21,812	28,233	30,156	33,420

5 従業員の退職管理等の状況

(1) 定年制の状況

事務・管理職種（部門）がある企業のうち、定年制がある企業の割合は99.7%で、そのうち定年年齢を60歳とする企業の割合は89.4%となっている。

表9 定年制の有無別、定年年齢別企業数割合（母集団：事務・管理職種（部門）がある企業）

項目 企業規模	計	定年制あり					定年制なし	不明
		定 年 年 齢						
		60歳	61歳以上 65歳未満	65歳以上	不明			
規模計	100.0	99.7	(89.4)	(4.4)	(6.2)	-	0.2	0.1

(注) () 内は定年制があると回答した企業を100とした割合。

(2) 定年後の継続雇用制度の導入状況

定年制がある企業のうち、定年後の継続雇用制度を有している企業の割合は94.6%で、その制度の内容別では、いったん定年退職した従業員に対する再雇用制度を有する企業の割合が91.4%、定年年齢に達した従業員に対する勤務延長制度を有する企業の割合が9.3%となっている。

表10 継続雇用制度の有無別、制度の内容別企業数割合（母集団：定年制がある企業）

項目 企業規模	計	継続雇用制度がある						継続雇用制度がない	不明
		制度の内容							
		再雇用制度あり		勤務延長制度あり					
		再雇用制度のみ	勤務延長制度あり		勤務延長制度のみ				
規模計	100.0	94.6	91.4	85.4	6.1	9.3	3.2	3.4	2.0

└────────── 複数回答 ─────────┘

再雇用制度がある企業における再雇用する者の範囲を見ると、「会社が定めた基準に適合する者全員」とする企業の割合が最も高く76.9%となっている。また、平成19年度中の定年退職者のうち、再雇用の基準に達しなかった者の割合を見ると、「該当者なし」とする企業の割合が最も高く78.5%となっている。

表11 再雇用する者の範囲別企業数割合（母集団：再雇用制度がある企業）

項目 企業規模	計	例外なく希望者全員	会社が定めた基準に適合する者全員		不明
			例外的な不適格者を除き原則希望者全員		
規模計	100.0	19.3	76.9	28.3	3.7

表12 定年退職者に占める再雇用の基準に達しなかった者の割合別企業数割合

(母集団：再雇用の基準を定めている企業のうち平成19年度中に定年退職者がいた企業)

項目 企業規模	計	該当者なし	割合							不明
			1%以上 5%未満	5%以上 10%未満	10%以上 15%未満	15%以上 20%未満	20%以上 25%未満	25%以上		
規模計	100.0	78.5	3.8	1.5	1.2	0.9	1.0	7.4	5.7	

(3) 役職定年制度導入の状況

定年制がある企業のうち、役職定年制があるとする企業の割合が規模計で20.6%、企業規模500人以上の企業においては36.4%となっている。

表13 役職定年制の有無別、役職の範囲別企業数割合（母集団：定年制がある企業）

項目 企業規模	計	役職定年制がある			役職定年制がない			不明	
		今後も継続	廃止を検討		以前からなく導入予定もなし	廃止した	導入を検討		
規模計	100.0	20.6	(93.7)	(6.3)	74.2	(89.7)	(5.1)	(5.2)	5.2
500人以上	100.0	36.4	(94.7)	(5.3)	62.2	(77.3)	(15.7)	(7.0)	1.4

(注) ()内はそれぞれ、役職定年制がある／ないと回答した企業を100とした割合。

6 新規学卒者等を対象とした定期採用の実施の有無・年齢制限等の状況

新規学卒者等を対象とした定期採用を実施している企業の割合は46.8%となっており、そのうち、募集に当たり新規学卒者等のみを対象としている企業の割合は48.5%となっている。

新規学卒者等を対象とした定期採用を実施している企業のうち、その募集に当たり、新規卒業、年齢又は卒業後の年数のいずれの制限も設けていない企業の割合は19.2%となっている。

表14 新規学卒者等を対象とした定期採用の実施の有無、対象、制限の有無（母集団：全企業）

実施の有無、対象、制限の有無 企業規模	計	実施している							実施していない	不明
		新規学卒者等のみを対象とすることを明示	事実上新規学卒者等のみを対象	既卒者も同時に対象	年齢又は卒業後の年数による制限					
					ある	ない	不明			
規模計	100.0	46.8	(48.5)	(24.6)	(27.0)	(7.3)	(19.2)	(0.5)	48.3	4.9
500人以上	100.0	86.1	(54.5)	(22.4)	(23.1)	(6.9)	(15.6)	(0.6)	12.4	1.5
100人以上500人未満	100.0	52.6	(48.6)	(24.8)	(26.6)	(8.8)	(17.2)	(0.6)	43.1	4.4
50人以上100人未満	100.0	27.8	(42.6)	(26.0)	(31.4)	(3.8)	(27.6)	-	65.6	6.6

(注) ()内は、新規学卒者等を対象とした定期採用を実施している企業を100とした割合。

7 中途採用と人事交流

(1) 中途採用の実施状況

過去5年間に新規学卒者の定期一括採用以外の採用（中途採用）を行った企業の割合は87.3%となっている。

それらの企業が採用する際に考慮する点としては「スキル（作業能力等の有無）」の70.1%が最も多くなっている。

表15 採用する際に考慮する点（母集団：過去5年間に中途採用を行った企業）

考慮する点 企業規模	キャリア（専門知識等の有無）	スキル（作業能力等の有無）	潜在能力	職業経験の有無	年齢	管理能力（管理職経験等の有無）	その他	不明
規模計	60.5	70.1	24.1	55.6	54.7	12.9	2.8	2.2

複数回答

(2) 人事交流の状況

人材育成、専門的な知識経験を活用するための復帰前提の人事交流を行っている企業の割合は、13.0%となっている。

表16 復帰前提の人事交流の有無（母集団：全企業）

企業規模		有無			
		計	ある	ない	不明
規模計		100.0	13.0	83.7	3.3

(%)

8 災害補償の法定外給付制度の状況

(1) 業務災害又は通勤災害に対する法定外給付制度の有無

民間企業の従業員が、業務災害又は通勤災害により死亡し、あるいは後遺障害を残した場合等には労働基準法の災害補償や労働者災害補償保険法の災害補償給付が行われるが、これらとは別に企業独自に給付を行う制度を有する企業の割合は、業務災害による死亡で58.4%、通勤災害による死亡で52.5%、業務災害による後遺障害で52.4%、通勤災害による後遺障害で46.4%となっている。

表17 法定外給付制度の有無別企業数割合（母集団：全企業）

給付事由		制度の有無		
		計	制度あり	制度なし
死亡	業務災害	100.0	58.4	41.6
	通勤災害	100.0	52.5	47.5
後遺障害	業務災害	100.0	52.4	47.6
	通勤災害	100.0	46.4	53.6

(%)

(2) 死亡に対する法定外給付制度の内容

① 給付額の決定方法

死亡に対する法定外給付制度を有する企業について、その給付額の決定方法をみると、「一律定額」としている企業が最も多い。

表18 法定外給付制度の制度有企業における給付額の決定方法別企業数割合（母集団：制度有企業）

給付事由	給付額の決定方法	計	一律		扶養親族有無別		扶養親族人数別		その他
			定額	定率	定額	定率	定額	定率	
業務災害		100.0	62.4	9.7	11.2	0.5	4.1	0.3	11.8
通勤災害		100.0	64.0	8.8	10.9	0.3	3.8	0.3	11.8

(%)

- (注) 1. 「定率」とは、労働者災害補償保険法の給付基礎日額に一定の日数を乗ずることをいう。
 2. 「扶養親族有無別」「扶養親族人数別」とは、それぞれ扶養親族の有無、人数によって給付額を決定する場合をいう。
 3. 「その他」とは、勤続年数別、役職段階別などである。

② 給付額

死亡に対する法定外給付制度を有する企業のうち給付額の決定方法を一律定額としている企業の平均給付額をみると、業務災害で1,732万円、通勤災害で1,357万円となっている。